

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金第3回輸送用機械専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年10月13日（水）14時00分～16時02分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席4名

4 議題

（1）金額提示（金額審議を含む）

（2）その他

5 議事要旨

（1）労使双方から、それぞれの基本的見解及び提示金額に対する質疑応答が行われた。

（2）労側から、前回同様＋15円の金額提示が行われ、使側から、前回提示した金額の算定根拠とした0.9%に地場のベースプラス産業優位性を0.38%を加算した1.28%に基づき＋12円の高額提示が行われた。

（3）その後の審議においても労使の提示金額が一致しないことから、公益側から、＋14円の高額提示が行われ、労使双方がこれを承諾し全会一致となったことから、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、引上げ額14円の時間額902円に決定することとして結審した。

（4）全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会長から労働基準部長に対して答申された。